

<p>若江 俊二 局長</p>	<p>御起立願います。礼。御着席ください。</p> <p>まず、先に人事異動について報告いたします。</p> <p>転出のあった職員ですが、松木晶裕事務局長が、産業経済部農林水産担当副部長に、転用調整班の松浦健主任が教育委員会事務局地域学習振興課に、総務農政班の上岡修主任が環境部清掃施設課横谷埋立センターに、転用調整班の岡林徹主事が保健福祉部生活福祉業務第2課にそれぞれ転出いたしました。</p> <p>続きまして、農業委員会事務局に配属となった職員を紹介させていただきます。</p> <p>はじめに、私ですが、この度、教育委員会事務局文化財課から参りました事務局長の若江でございます。よろしくお願いたします。次に理財部市民税課から水口秀樹主査が総務農政班に、配属されました。次に今年度の新採用職員の簗島有紀主事が転用調整班に配属されました。今後とも、御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>御報告は以上でございます。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>皆さん、改めておはようございます。</p> <p>それでは、ただいまから、第168回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、議案審議の関係上、その審議に関係する推進委員にも御出席いただいておりますので、どうかよろしくお願いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立いたしておりますことを、まず御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、味生地区の森山委員、神和地区の中崎委員のお二人にお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第8号まで、8件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議の程お願申し上げます。</p>
<p>松下 長生 委員</p>	<p>すいません。</p>

渡部泰明会長	はい、どうぞ
松下長生委員	あの、電話を会長にさせていただいたら、前回の非農地の問題の所で、
渡部泰明会長	松下委員、前回の分は、後から時間を取りますので、座って下さい。前回の分は、議案審議の後、時間を取ります。
松下長生委員	分かりました。
渡部泰明会長	それでは、議案第1号、「農地法第18条第6項解約通知専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。
渡部純三主幹	<p>はい、それでは御報告いたします。</p> <p>転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員の了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償として、離作補償給付金を支払うとしております。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして、事務局から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年2月26日～平成30年3月23日に専決処理した案件は9件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら9件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地5件、3,060平米、商工業用地4件、1,986平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>

藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成30年2月26日～平成30年3月23日に専決処理した案件は29件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら29件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地23件、1万1,747平米、商工業用地6件、4,252平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、農地法第3条許可により平成21年12月8日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、一部を3条許可により、新たな借り手に貸すとしており、残りの農地は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第4号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>では、お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、2番は、譲受人は異なりますが、同じ転用目的のため、併せて御説明いたします。</p> <p>1番の譲受人の株式会社インサイト、及び、2番の譲受人の株式会社e-flatは、売電事業を主な業務とする法人でございますが、この度、営農型太陽光発電施設を設置するため、申請地に地上権を設定しようとするものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。また、5条許可申請と併用案件でございますので、5条許可と同時に許可するものでございます。</p> <p>3番4番は、譲受人が同一人であるため、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け及び取得し、農業経営を始めるものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人は、農地約43アールを耕作する農業者でございます。</p>

この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約31アールを耕作する農業者でございます。

この度、申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

7番、譲受人は、農地約86アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

8番、譲受人は、農地約135アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、10番、11番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。

譲受人は、新規農業者でございます。この度、自宅に近い申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

12番、13番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。

譲受人は、農地約197アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

14番、15番、16番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、平成30年1月24日に設立された農地所有適格法人で、新規農業となる案件でございます。

まず、14番と16番は、所有権を取得し、15番は、賃借により借り受け、新規に農業参入するとしております。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

17番、譲受人は、農地約255アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして事務局から説明がありました。次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>まず、1番と2番は、同じ転用目的で地上権を設定する案件であります。所在地が五明地区でありますので、併せて湯山地区の山下委員からお願いします。</p>
山下 武則 委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の株式会社インサイトは売電業等を営む法人で、また、株式会社イーフラットは不動産業や売電業等を営む法人でございます。この度、当該申請地において、シキミを栽培しながら発電を行う「営農型太陽光発電設備」を設置するため、地上権の設定をする申請に至りました。</p> <p>申請地は、周りに日をさえぎるものはなく、日当たりの良い土地であり、最適な設置場所です。なお、事業計画書等、被害防除の対策がとられていることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、3号、4号議案は、新規就農の併用案件でございます。所在地、住所地共に小野地区でございますので、家久委員お願いします。</p>
家久 英雄 委員	<p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、小野地区にて、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>以前より農作業の手伝いをしているとの申し出があり、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくをお願いいたします</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p>

<p>宮内光樹委員</p>	<p>次に、9番、10番、11番は、新規農業の案件でございます。所在地、住所地共に潮見地区でございますが、本日、寺井委員は、中学校の入学式の為、欠席されておりますので、宮内推進委員から、お願いいたします。</p> <p>それでは、御説明させていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請人は、潮見地区に居住しており、この度、潮見地区の農地で、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。</p> <p>J A えひめ中央で営農指導員として9年の実績もあり、また、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、この総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>次に、14番、15番、16番は、新規農業の併用案件でございます。</p> <p>まず、所在地が、正岡地区でありますので、中原委員お願いします。</p>
<p>中原久壽委員</p>	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、久枝地区に本店を構えている法人で、この度、八反地及び正岡神田の農地を売買で取得し、また、賃借権を設定するとして申請に及んだものです。</p> <p>地元委員として内容の審査を行いました。地域との調和を図るとしており、農業に対する意欲も認められたので、これを了承しました。</p> <p>なお、本会での審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、住所地が久枝地区でありますので、渡部推進委員からお願いをいたします。</p>



渡部孝志委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、久枝地区に本店を構えている法人で、この度、正岡地区の農地を売買で取得し、また、賃借権を設定するとして申請に及んだものです。</p> <p>譲受人の所在する地区の委員として内容の審査を行いました。農地所有適格法人としての要件を満たしており、農業に対する意欲も感じられたので、これを了承しました。</p> <p>なお、本会での審議をよろしく願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第5号につきまして、事務局及び地元委員から説明がありました。本件について、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは、御説明をいたします。</p> <p>1番、2番は、関連事業ですので、一括して御説明いたします。</p> <p>本件受人は、それぞれ、不動産事業、自然エネルギーを利用した発電事業・売電事業を主な業務とする法人でございますが、この度、2社共同で、許可の更新が可能な3年間の一時転用として、農用地区域内にある約5ヘクタールの農地の内、支柱部分である本申請地を賃借し、営農型太陽光発電施設を開設したいとしております。それぞれが、発電出力1,500キロワット、パネル約5,900枚の支柱となる72.09</p>

平米及び 66.24 平米についての 3 年間の一時転用許可を受け、下部農地では、渡人の株式会社イーファームが J A えひめ中央東部営農支援センターの指導の下、全面しきみ栽培を行うとしており、適切な継続要件を満たし、転用許可の諸条件も満たすことから、例外許可事由の農業振興地域整備計画に支障の無い、一時転用に該当し転用やむを得ないと判断されます。

なお、農振整備計画において定められた農用地域内にある農地すなわち優良農地の転用であり今年 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

3 番、本件受人は夫婦で現在借家住まいをしていることから、本申請地を妻の父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、例外許可規定事由の集落接続に該当し転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり今年 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

4 番、本件受人は現在借家住まいをしていることから、この度、本申請地を祖母より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は伊予鉄平井駅から概ね 500 メートル以内にあることから第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、市内高木町で高木保育園を運営する社会福祉法人でございますが、職員及び来園者の既存駐車場が手狭で支障を来していることから、このたび、隣接する本申請地を取得し、34 台分の露天駐車場として利用したいとしており、既存施設と一体利用する為の都市計画法上の、開発許可も許可見込みでございます。本申請地の農地区分は、市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている甲種農地でございますが、例外許可規定事由の既存施設の拡張に該当し転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり今年 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

6 番、本件受人は各種ボイラー水処理装置の製造販売を主な業務とする法人でございますが、大型ショールームのリニューアルオープン、世界各国からの工場見学、事業拡大に伴う配送部門の拡大、従業員の増加等により既存の駐車場が手狭で事業

	<p>に支障をきたしていることから、既存施設に隣接及び近接する本申請地を取得し大型バス、大型トラック、従業員用車両等の 173 台分の露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、上下水道が埋設された 4 メートル以上の道路の沿道でおおむね 500 メートル以内に医療施設、都市公園がある第 3 種農地と、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第 2 種農地の 2 種類と判断されます。</p> <p>なお本件は、申請面積が 3,000 平米を超えますので、今月 27 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>また、本件は申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。6 番は、所在地が正岡地区でありますので、中原委員から、お願いをいたします。</p>
中原 久 壽 委員	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から御説明がありまして、申請人は、松山市堀江町に本社を置き、製造業を行う法人でございます。会社設立以来、順調に事業を続けており、今後の大型ショールームのリニューアルオープンに伴う見学用バスの待機場所、また、出荷量の増加に伴い配送を担う大型トラックの駐車スペース、さらには今後、3 年間で予定している約 150 名の従業員の駐車場の確保が急務となっており、本申請に至ったものであります。</p> <p>周辺への被害の防除措置も適切に行うことから地元としては了承いたしました。なお、本総会での御審議、よろしくをお願いいたします。</p>

渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第6号につきまして事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては、県許可分であります。この内、1番、2番は農用地区域内、3番、5番は甲種農地、6番は3,000平米以上でございます。</p> <p>以上5件については、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、4番については直ちに意見を付して、県知事に送付させていただきます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>次に、議案第7号、「平成30年度第1号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>誠に恐れいりますが、審議に入ります前に議案の訂正をお願いいたします。</p> <p>21ページ、番号15の右側に権利区分と利用目的が上下2段書きになっている部分がございます。譲受人の権利区分が使用貸借権と記載されている下の段の利用目的の欄が空白となっている為、水田と加筆していただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件102件のうち、賃借権の設定は46件、使用貸借権の設定は55件、所有権の移転は1件で、設定総面積は18万9,041平米です。その内訳は、新規が21筆、更新が190筆、再設定が16筆、転貸が5筆、売買が1筆となっています。</p> <p>今回、案件が多くなっておりますが、計画の内容について意見を求められておりますので、御了承をお願いいたします。</p>

また、案件中、譲受人が、同一の者は、一括して説明させていただきます。すみやかな議事進行のために、御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1、2の譲受人は、約666アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号3、4の譲受人は、約90アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号5～7の譲受人は、約207アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号8の譲受人は、約55アールを耕作する農業者で、使用貸借権を再設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号9～11の譲受人は、約119アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号12の譲受人は、約44アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号13、14の譲受人は、約150アールを耕作する農業者で、継続して貸借権と使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号15の譲受人は、約58アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号16の譲受人は、約197アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号17の譲受人は、約38アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号18の譲受人は、約89アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号19～21と23ページの番号22～26の譲受人は、約287アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して貸借権を設定することに加え、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号27の譲受人は、約957アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号28の譲受人は、約156アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、

経営規模を維持するとしています。

番号 29 の譲受人は、約 110 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 30 の譲受人は、約 269 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 31～33 の譲受人は、約 91 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 34 から 26 ページの番号 39 までの譲受人は、約 253 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、一部、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

27 ページの番号 40 の譲受人は、約 116 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 41 の譲受人は、約 321 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 42、43 の譲受人は、約 254 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 44、45 の譲受人は、約 311 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 46、29 ページの番号 48 から 30 ページの番号 50 までの譲受人は、約 84 アールを耕作する農業者で、新たに借り手変更を伴う使用貸借権を再設定し、経営規模を拡大するとしています。

28 ページの番号 47 の譲受人は、約 565 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

30 ページの番号 51 の譲受人は、約 114 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定することに加え、新たに再設定し経営規模を拡大することとしています。

番号 52 の譲受人は、約 120 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 53 の譲受人は、約 64 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 54 の譲受人は、約 210 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設

定し、経営規模を維持するとしています。

番号 55 の譲受人は、約 311 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 56 と 32 ページの番号 57 の譲受人は、約 514 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 58 と 33 ページの番号 60 の譲受人は、約 267 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

32 ページの番号 59 の譲受人は、約 334 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して期間使用貸借権を設定し、また、転貸により借受け、経営規模を維持するとしています。

33 ページの番号 61 と番号 63 から 35 ページの番号 73 までの譲受人は、約 567 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

33 ページの番号 62 の譲受人は、約 112 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

35 ページの番号 74 の譲受人は、約 110 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 75 の譲受人は、約 106 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 76 の譲受人は、約 110 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 77 の譲受人は、約 112 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

38 ページの番号 78 の譲受人は、約 67 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 79 の譲受人は、約 244 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 80 の譲受人は、約 129 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 81 の譲受人は、約 261 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 82 の譲受人は、約 34 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 83 の譲受人は、約 123 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 84、85 の譲受人は、約 449 アールを耕作する農地所有適格法人で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 86 の譲受人は、約 161 アールを耕作する農業者で、新たに貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 87、88、40 ページの番号 99、100 の譲受人は、約 158 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

37 ページの番号 89 と 38 ページの番号 90 の譲受人は、約 92 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 91 の譲受人は、約 77 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 92 の譲受人は、約 145 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 93 と 39 ページの番号 94 の譲受人は、約 113 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 95 の譲受人は、約 47 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 96 の譲受人は、約 70 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 97 の譲受人は、約 127 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

40 ページの番号 98 の譲受人は、約 136 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 101 の譲受人は、約 149 アールを耕作する農業者で、継続して貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

42 ページの番号 102 の譲受人は、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積及び農作業従事日数等、農業経営基盤強化促進法



渡部 泰明 会長	<p>第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 30 年 4 月 17 日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 7 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 8 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>はい、それでは、御報告いたします。</p> <p>平成 30 年 2 月 26 日～平成 30 年 3 月 23 日までに専決処理した案件は 9 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 9 件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 8 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>ここで、委員の皆様から、何か御意見がございましたら、お受けいたします。</p>
松下長生委員	<p>すみません。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、松下委員。</p>
松下長生委員	<p>賦課金等について地元の改良区、もしくは水利組合等で、何かトラブルはございませんか。</p> <p>農地を所有しておれば、地元の改良区、もしくは水利に賦課金、1 平米当たりいくらかと、堀江では 100 円払うことになっておりますが、トラブル事はないですか。</p>
渡部泰明会長	<p>他の委員方、どうですか。</p> <p>いまの松下委員は堀江での事例を話しておられますが、賦課金というんですかね。</p>
松下長生委員	<p>賦課金です。</p>
渡部泰明会長	<p>賦課金について、何か、問題はございませんか。</p>

<p>渡部泰明会長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようです、松下委員。</p> <p>そしたら、他になければ、事務局から連絡事項等がございますので、事務局お願いいたします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>失礼いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしております資料で、本年度の事務局の地区担当表、配席表、総会の開催予定表がございますので、また御確認をしていただいたらと思います。総会の開催日程については、都合により変更となることもございますので、変更となる場合は、手紙や電話等で事前に御連絡をいたしますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それと、5月24日の総会の開催案内もお配りさせていただいております。</p> <p>この出席については、5月7日頃までに事務局まで御連絡をいただいたらと思います。この時総会が午後2時30分から市役所の本館11階大会議室で農地利用最適化推進委員の皆様も出席しての総会となります。</p> <p>総会終了後は、午後5時30分からいよてつ会館にて、意見交換会を実施する予定でございますので、御出席を予定されている委員の皆様は、公共の交通機関の御利用をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局、他にないですか。</p>
<p>若江俊二局長</p>	<p>次回の総会でございますが、5月10日、木曜日、午前10時30分から予定しております。よろしくお願いたします。</p>

渡部 泰明 会長	はい、よろしくお願いします。 他になければ、これで終わりますが。
松 下 長 生 委 員	はい
渡部 泰明 会長	はい、松下委員。
松 下 長 生 委 員	先程、開会の前に、私の方から前回の農地、非農地の関係で、特に堀江町の物件で、その問題について、賛否を問う時の定義であるとか、それから、もろもろの地元説明会をして欲しいとかあったんですが、最終的には、農業委員が10対10となり、委員長の判断により農地ということになったんですが、そのことについて再審議をお願いしたらと思います。
渡部 泰明 会長	松下委員、いま、再審議と言われたんですか。
松 下 長 生 委 員	そうです。
渡部 泰明 会長	これは、もう3月に。
松 下 長 生 委 員	いや、再審議でなくても結構ですから、前回の賛否を問う時、賛成の方は最初5名だったのが、後ろの方も入れて7名で、時間をとって、反対の方とは、会長の方が、聞いてなかったと思います。それで普通であれば賛否を問う場合は、賛成か反対か、もしくは、農地か非農地かということその場ですぐに問わないといけない問題を問うてないでしょ。

	<p>その関係も含めて運営に対して、私の方から、今日、会長と私とで話した上で、その件について10対10になった。皆さんほとんど堀江のバイパスの南側と北側の所なので、場所は分からないというような事もありましたので、現地説明会をしてくださいということ、私の方からお願いしたのですが、前回、梅本でやっておるからという事で、する必要はないと、これも会長の方から言われたと思いますが、あの、たぶん梅本の方では20年経っていなかったのではないですか。経っていたんですか。</p> <p>それは別として、前回、私の方が意見書というか、陳情書というか、書類で私どもの方から、地主の方から農業委員会の方に答えておったんですが、簡単に説明をうまく書いておるつもりなんです、読んでなかったみたいなのでそういう事も含めた上で、あの、会長、今日は何人出席ですか、農業委員。</p>
渡部 泰明 会長	欠席者は、3名ですか
乃万和徳副主幹	18名出席です。
松下長生委員	<p>それで10対10になって、会長の方の最適な結論となったんですが、できれば、皆さん方に分かってもらってない所について、意思が通じてない所については、現地説明をしてもらいたいですし、上申書を前回、書いておりますし、まず、その上申書を読んでいただいて、皆さん方に検討していただければ、非常にありがたい、ぜひお願いを申し上げます。</p>
渡部 泰明 会長	松下委員、ちょっと、私からまず、質問をしておきますけれど。
松下長生委員	はい。

渡部 泰明 会長	<p>松下委員は、今回、堀江の件が、農地であるということで結論を出しましたが、前回の総会で、農地であると議決したんです。</p> <p>そして、松下委員が、納得できないのは、要は、非農地であろうがということで納得をしてないのか。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>いやいや、そうじゃないですよ。</p>
渡部 泰明 会長	<p>最終的に採決は、農業委員の挙手によって決めた、そのやり方にも問題があったと言うのか。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>やり方の経緯についてです。</p>
渡部 泰明 会長	<p>経緯についてですか。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>はい。それともう一つは、現場が分からないという方が結構おられたでしょ。それで、現場説明をしてほしいということで、前回、梅本に行ったから、それは必要ないだろうということ断言されましたが、現地の方に行って、再確認をしていただきたいというのが私の意見です。</p>
渡部 泰明 会長	<p>現地をもう一度、確認をしてくれという要望ですか。</p>
松 下 長 生 委 員	<p>そもそも、前回の賛否をした中でも、現地の所が分かっていないという方が結構いますよ。自分が判断するのに 100%の、いわゆる判断材料が揃っていないという方が結構います。</p>

渡部 泰明 会長	はい、それで、松下委員、確かに採決する前に私は、農地か非農地か、どちらか二者択一の答えが出ると思っていたのが、当日、理解できていない、まだ、どちらにも手を挙げかねておる委員が7名いました。ということは、私を除いて20名の委員の内、農地であるという方が7名、非農地が6名、判断ができないという方が7名。
松下 長生 委員	いやあ。
渡部 泰明 会長	黙ってください。聞いてください。それで20名だったんです。そして、これは、我々も想定をしてなくて、判断をしかねる方が、たくさんおいでた。そういうことで、事務局の方から再度、かなり、詳しい説明をしました。その説明の後、どちらかに決めてもらわないといけない、農地か非農地かその判断を委員にはしてもらわないといけない、ということで、最終的にどちらかに決めてくださいと採決をとった結果が10対10であった。
松下 長生 委員	その前に。
渡部 泰明 会長	いや、待ってください。理解し易いようにゆっくり言っています。農地と非農地が10同士だった。それで、私にも議決権、挙手権がありますから、私は農地であると手を挙げさせてもらって、最終的に11が農地であるということで、決まった。議決されました。その経緯は、以上であります。 ただ、松下委員が言っていた上申書の件は、事務局に預けているんですか。
松下 長生 委員	預けていますよ。

渡部 泰明 会長	それでは、事務局、上申書を。
松下 長生 委員	いや、その前に会長、10 対 10 になった場合には、会長が結論を出すよりも、判断できない方が 7 名もおられたのなら。
渡部 泰明 会長	いや、それは、違いますよ。7 名おいでたから、これではまだ、説明が足りないと、委員がまだ理解が深まっていないという事で、かなりその後で、事務局の方から説明は差し上げました。
松下 長生 委員	それは、事務局の方からの説明であって、ようするに上申書すら読んでないんですよ。
渡部 泰明 会長	上申書は、いつの事を言ってるんですか。
松下 長生 委員	前回の時の前に出してますよ。
渡部 泰明 会長	上申書を、ですか。
松下 長生 委員	はい。
渡部 泰明 会長	3 月の前回の総会の前に。



松下長生委員	そうです、2月に提出しています。
渡部泰明会長	事務局、上申書を預かっているなら、読んでください。
梶野宰委員	ちょっといいですか。
渡部泰明会長	はい。
梶野宰委員	私も体調が悪くて、間中の説明を聞いてなかった。帰ったら、最後の決を採っていた。
渡部泰明会長	はい。
梶野宰委員	私も、最終的には手を挙げて、10対10の同じだったと思います。
渡部泰明会長	はい。
梶野宰委員	その中で私も権限がありますので1票を入れた。
渡部泰明会長	はい。

梶野 宰 委員	それによって、皆さん、不信感は結構あると思う。仮に会長であっても、10対10になったら、こういう問題は自分の1票を入れる前に、現地を一度、皆さんに見てくださいと言っていたらこういう問題は起こらなかったと思います。
渡部 泰明 会長	はい、それは、確かにあると思います。
梶野 宰 委員	<p>私は間中で出っていたので、間中で物を言っはいけないと思い、黙っておったが、本来なら視察に行くべきだった、それで判断したらこういう問題は起こらなかった。ただ、そういう問題は、会長であっても気を付けてもらいたい。</p> <p>農家の方は、現状、生活が大変厳しい。仮に後継者がいても、生活できないのではないかと心配し、農家も厳しくなっている。現に荒らしている状況は地元の方は良く知っている、どうやっても現状を畑に戻す事は出来ないということは、皆さん判断出来ると思う。だから、地元の意向は汲んであげないと、と私は思う。</p>
渡部 泰明 会長	梶野さんの言うことは分かる。
梶野 宰 委員	<p>この前の判断はいけないと思います。私は反対です。</p> <p>現地を見て判断すれば、こういう問題は起こらない。</p>
渡部 泰明 会長	そしたら、この写真を委員の皆さん全員に配りましたよね。
梶野 宰 委員	私は途中で出っていたので、見てなかった。最後に入ってきたら決を採っていたので手を挙げたら、10対10だった。

渡部 泰明 会長	分かっていません。それで、北梅本は現地を、見に行きました。あそこは広いです。現状が写真では分からない。ここの堀江の分は、一目瞭然で、分かります、この写真で。
松下 長生 委員	現地、行かないと分からない。
梶野 宰 委員	私は北条から来ています。
渡部 泰明 会長	これだけの区域で、この写真があって、この南側の3分の1は農地ということで平成28年の12月に農地で許可をしている。日も経っていないのに、残りが非農地であるという考え方が起きない。もちろん、現地は見にいかなかったが、現地へ行くが行くまいが、これで一目瞭然だと私は思います。
梶野 宰 委員	結構、大きい木が、生えていますよ。 北条、栗井から来てますが、現状は知ってます。
梶野 宰 委員	地権者は違うんですか。
渡部 泰明 会長	地権者は違います。当初は、残りの部分も農地法の5条で出てきた。農地だと認めて、申請したが、南側の平成28年の分が作業してなかった。許可はとったが、それを履行してないのに、新たに申請はできませんよと、事務局が話したら。
梶野 宰 委員	印をつけてる方ですね、後の方ですね。非農地の方。

渡部泰明会長	そこは、農地で出てきた。
梶野宰委員	農地にしろということだったんですか。
渡部泰明会長	農地で申請が出てきたんです。
梶野宰委員	農地にしてくれということですか。
渡部泰明会長	それは、前の分の許可の履行をしてないのに。
梶野宰委員	履行してないのに次の許可をと。
渡部泰明会長	そうです、それは駄目ですよというのが事務局の判断です。
松下長生委員	それは、地主と違うでしょ。
渡部泰明会長	いや、地主は関係ないんです。要は、土地の現況で、農地か非農地かの判断をするわけですから。
松下長生委員	そうです、現地の現況でしょ。

梶野 宰 委員	持ち主は違うんですね。
渡部 泰明 会長	確かに、持ち主は違う。
梶野 宰 委員	履行せずそのまま放置している。その指導は、こちらからはしているのですか。
渡部 泰明 会長	はい、しています。
松下 長生 委員	<p>梶野さんすみません。ここの所の工事の施行については、北条の2か所と災害で池の改修がありましたので、堀江が1箇所、北条で2か所、災害によって池の改修が出てきまして、トンネルの現場の手前の今言っている所から鋼土が出てきましたので、農林土木の方から施行を止めていただいて、その鋼土を取りたいからと、農林土木の方では70何万の検査を、池の鋼土として利用できたらどうかと、これは最適の鋼土ということで、それは、農業委員会の方にも、次長の所にもいっておるはずですが、そのへんのところ、会長は、聞いていませんか。</p>
渡部 泰明 会長	それは、聞いていますよ。
藤久 壽基 次長	<p>口をはさんで申し訳ないです。いろいろ、間違った情報がありますので、訂正しておきます。</p> <p>まず、梶野委員が言われた、非農地証明願い出地に大きな木が、たくさん生えているという御発言がございましたが、一番北の一番端の低い部分に一本だけあります。だからその一本をもって全体を判断する訳ではありませんので、御理解下さい。</p> <p>それと、松下委員が鋼土の件で農林土木課が農地法の5条の許可にかかる事業の施行を止めたというような御意見もございましたが、農林土木課に行って、そうい</p>

	<p>う経緯があったのかと尋ねたら、そんな事はしておりません。たまたま近くの池で鋼土が必要な事があったというのは間違いない。そこに5条の許可をとった所にそういう鋼土があるのも間違いない。たまたま、そういう池の工事の施工で、鋼土が必要な時に、たまたま、その時期が合えば、その鋼土を提供してもらえませんかということだけは言いましたが、それまで待つといてくださいとか、農地法5条の許可をとっても待つといてくださいと、そんな事は一切言っていないことの確認は得ております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	はい。
松 下 長 生 委 員	<p>あの、私の方から農林土木の永井職員と大崎職員と、河本職員の所とそれから現地での、鋼土の問題については、ちゃんと説明をしていると思いますが、再度、経緯を農林土木課から、いかんかったですか。</p>
渡部 泰明 会長	<p>松下委員、あのね、それは、前回のこの協議をした時点では、今、藤久次長が話した通り、ただその後、池に使うということで返事があったらしいです。</p> <p>それは、この審議の後の話です。今日現在はですね。</p>
松 下 長 生 委 員	それはないでしょう。その前から検査してるんですから。
渡部 泰明 会長	いえいえ、それは、農林土木課で確認をして、そういう話は裏をとっておりますので、間違った事は、事務局は言っておりません。
松 下 長 生 委 員	裏はとっているんですか。

藤久壽基次長	<p>取っております。ちょっと聞いて下さい。</p> <p>きちんと確認をいたしました。その後、とにかく農業委員会としては、5条許可をとった所で、事業を進めて下さいと、指導をするのが本来の業務です。</p> <p>地元委員もそれが本来の業務ですよ。</p>
松下長生委員	<p>農林土木が池を工事している。</p>
藤久壽基次長	<p>ちょっと、人が話しているので聞いていただけませんか。</p> <p>それですね、今まできちんと事業が出来ていません。指導してもやってくれない。そして、農林土木から、いわゆる鋼土が必要になったので、取るような計画はあるんだが、という報告はありました。そしたら、その土を取ったら5条許可の開始が早くなるのなら取ってあげてくださいという話はさせていただきました。</p> <p>ですから、何も間違った事は言っておりません。</p>
松下長生委員	<p>藤久次長に話したのは、2年前の要するに5条転用をした所ですね。</p>
渡部泰明会長	<p>そうですよ。</p>
松下長生委員	<p>所有者は（個人名）ですね、もともと。</p>
渡部泰明会長	<p>いや、それは。</p>
松下長生委員	<p>それが今回は、（個人名）という人が亡くなられて、今、（個人名）になっている。（個人名）の上申書を、前回、河本職員が持ったままになっていたのか、わざと読</p>

	<p>んでないのか分かりませんが、意見書を、一所懸命文書を考えて農業委員会の方にも提出しておったんですが、それは読んでもらってないので、今日はぜひ、読んでくださいということで、お願いをしておりますので、それを読んでいただけませんか。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>確かに所有権者は違いますが、後の分が農地、非農地と言っているが、その農地を買おうとしている人は、前回の28年の購入者と一緒です。だから、先の許可の分を片付けてくださいと言っている。</p>
<p>松下 長生 委員</p>	<p>それは、農業委員会で、話をする事ではない。まだ買われていないのですから。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>どの分ですか。</p>
<p>松下 長生 委員</p>	<p>今回の場合は。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>今、土を採っている所ですか。</p>
<p>松下 長生 委員</p>	<p>今回、言っている（個人名）の所は、まだ売買も何もされていない。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>（個人名）の所は、まだ手付かずでしょう。許可も何も出ていない。今、土を取っている所は、その辺の契約も全部終わっているのではないですか。28年に許可が出ています。</p>



松下長生委員	今回の話と一緒にしないで下さい。
渡部泰明会長	これは、一連の事ですよ。
松下長生委員	一連と言われても、それは、私は農業委員として話している、土地改良区の人間として話している。業者と地主との売買については、私は、知りませんよ。
渡部泰明会長	いやいや、売買の話をしているのではない。要は農地法の手続きが行われて、その通り、事業をやってくださいよというのが、この農業委員会なんです。
松下長生委員	あの、申し訳ないんですが、上申書を読んでいただくことと、現地へ、私らは行っていただきたいということを、改めて、この間も、何度も同じ事を言っている話ではなくて、現地に行って欲しいということと、それからもう一つは上申書を読んで欲しいと、それから農林土木の事も含めて、これは私自身が指示してやった、いつ指示して検査してやったのか覚えておりますので、そのへんの所については、あのう、確認をとったということで、呼びましようか、農林土木の職員を。
渡部泰明会長	いいえ、今日は、結構です。呼ばなくて結構です。
松下長生委員	じゃあ、次に呼びますね。
渡部泰明会長	それは、また判断します。それでは、事務局、上申書を預かっておるのなら、読んで下さい。

藤久壽基次長

はい、ちょっと長いですけど、お聞き下さい。

ええ、これですね（個人名）、所有者の方からの上申書です。

私は昭和46年1月18日に、父、（個人名）の死去に伴い上記の土地を含む土地を相続いたしました。上記土地というのは、願い出地、非農地証明の願い出地です。

当時、私は高校生ということもあって、上記土地において耕作をしておりません。父は上記土地を昭和30年1月20日に売買により取得しましたが、父は病気がちで耕作に耐える体力を持ち合わせていなかったことから、私の祖母と母が上記土地を含む農地で温州みかんを収穫しておりました。ただ、市場に出荷するほどの量は無く、もっぱら、自家消費に充てるほどの栽培しかしておりません。その後、平成2年10月15日に、国道196号線のバイパス化の為、当時の建設省によって私の所有地の用地買収が行われ、上記土地が分筆後の残地として残りました。

しかし、当時の建設省から、国道造成工事のため分筆後の残地について、工事期間中、資材や排出残土置き場として使用したい旨の申し出があり、母が私に代わり承諾しました。

その時点で耕作は不可能となっております。私は、平成3年に県外の勤め先を辞め松山に戻ってまいりましたが、上記土地は、既に耕作不可能な状態であった事を記憶しております。その後196号線の完成した後も、国道美観維持の必要があるとして上記土地の国道側斜面の草刈りの為、国道維持管理部局の依頼に基づいて斜面の管理を当該担当部局に任せております。使用料はなく、使用貸借となっております。

以上のような、経過の下で、上記土地は登記簿上の地目は畑となっておりますが、少なくとも平成2年10月以降は、農地として利用したことはありません。

地積は併せて822平米ありますが、上記工事後、整地もなされないままで、耕作に不適切な状態となっております。

私は高校卒業以来、県外で進学・就職し農業の経験もなく、また今現在、資力も体力もないことから、この土地を農地として利用することを、諦めざるを得ません。また、農業を営む後継者もおりません。本来であれば、農地転用許可の申請をすべきところですが、転用許可を申請するにあたり、現状を変更する資力がありません。20年以上、耕作不可の状態となっていることから、この度、現況証明により、地目を現況に合わせたいと存じます。どうか、寛大なる措置をお願いいたします。

これ、最後の所、農地転用許可の申請をすべきところですがと、本人も転用許可

	<p>が本来、必要ですよ、と分かっています。認めています。なんで、これを地元の委員が、非農地証明にこだわるのか、私は、分かりません。</p> <p>それと、農地、非農地の判断について、先日、国の方から、文書が来ました。国の助言として農地法の運用についての一部改正を平成 30 年 3 月 12 日付けで施行するということが、県を通じて送られて来ました。その内容の中に、利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査に関しての、現場からの意見についての回答として、農地、非農地の判断は所有者等の意向で判断するのではなく、定められた基準に従って農業委員会が土地の状況を客観的に判断する事を指示されておりました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	ありがとうございます。
梶野 宰 委員	はい、構いませんか。
渡部 泰明 会長	梶野委員。
梶野 宰 委員	<p>現に、こういう意見が出ます、地元からの意見とそぐわない意見、結論が出た場合、あのう 10 対 10 とかは、やっぱり現地を見ておったら、松下さんもここまでは、言わないと思います。また、次からこういう問題が出た場合、なるべく、こういうふうにならないようにしてください。</p>
渡部 泰明 会長	はい、分かりました。あの将来、近い将来出てきました時に。
梶野 宰 委員	まさか、半分と半分になることはまずない。

渡部泰明会長	まあ、委員に、出てこいと言うのも、心苦しいところもあるんですよ。
梶野宰委員	それは、10対10だと聞いたら、誰しも見ないといけないと思います。差があいておれば、出てもらうのは、気の毒な所もありますが、10対10で、あと、私の判断で決まりますというような時は、会長として話はせん方がいいと思います。問題が起きる元だと思います。というのは、地元が違う結論を出していたら、こういう問題になる。言いだしたら、いろいろな面が難しくなりますよ。
渡部泰明会長	まあ、ケースバイケースで、今後、考えていきます。
梶野宰委員	法律は法律ですけど、地元の委員の意見は聞く必要は絶対あると思います。法的だけでやったんでは、結構、あちこち、当たる所が出てきますので、皆さんと相談して、法を基にして、やっていくのが、円満に行く方法だと思います。
渡部泰明会長	はい、分かりました。
松下長生委員	はい、いいですか。
渡部泰明会長	はい。
松下長生委員	今、梶野さんが、言っていたように、法律で全て対応出来るのであれば、我々農業委員が地元で地区審査する必要もないし、農業委員で出てきて、地元の説明をする事もなく、我々農業委員もいませんよ。あの、法律は法律で、地元の現場の諸条件等いろいろあるから、我々農業委員が地元の方と相談もし、また、現場

	へも行き、見た中で判断するから、農業委員が集まって話している。全て法律だけで通るなら、農業委員会なんか必要ありません。農業委員の仕事なんかないのと同じですよ、法律だけで済むなら。
渡部泰明会長	それは、松下委員、言い過ぎで、事務局は、法律は法律で基本に置いておかないと、法律はこっちに置いておいてという考えは、いけない。
梶野宰委員	会長、そんな特別曲げるような言い方はしられん。角がたつから、よけい嫌になりますよ。
渡部泰明会長	でもね。
梶野宰委員	法律は法律で守らないといけない。
渡部泰明会長	そうですよ。
梶野宰委員	それは、松下さんの意見で皆さん賛同しますよ。
渡部泰明会長	うん、だからね。
梶野宰委員	事務局は、法律をちゃんとやらないといけない。

渡部泰明会長	そうです。
梶野宰委員	それでなかったら、我々農業委員はいらないですよ。
渡部泰明会長	だから、法律をこうなってますよと言っています。
梶野宰委員	法律は、おいといて、皆さんの意見を聴いて、ある意味、いかんかったら、法律も変えてもらわないといけない。こういう問題が出たが、法律ではこうなっているが、これはちょっと違うのではないか、という意見はこちらの農業委員会としては出してもいいと思います。そんなに変わった事にはなりませんから、そこは言いきってしまうと喧嘩になりますよ。
藤久壽基次長	法律を飛び越えてもかまんという考え方ですか。
梶野宰委員	違います。飛び越えるわけではありません。
藤久壽基次長	違うんですね。
梶野宰委員	法律はこうだけど、これは難しい問題じゃのう。法律はこうなってるけど地元としては、これはちょっと何とかならんかのう、これは。私らも無茶言うとんじやないがのう、というような意見は出ると思いますよ。その事を言っているので、法律を飛び越えてかまんとは言っていません。

渡部 泰明 会長	<p>はい、分かっています。</p> <p>松下委員、今、今回の件でかなり時間をとって、委員方の御意見もお伺いしましたが、まだ今回の非農地にはなりませんよという判断には、まだ納得いただけませんか。</p>
松下 長生 委員	<p>はい、今日、出席されておられる方で、この農地か非農地かといことで、はっきり理由が分かっておられる方についてはいいですが、本当に 100%分かっていないという方は、手を挙げてみてもらえませんか。</p> <p>これは、現場に行かないと分からないという方。会長お願いします。</p> <p>私は、現場に行かないと判断出来ませんという方は、この農業委員の中で何人おられるか、聞いてみてください。</p>
渡部 泰明 会長	<p>まあ、その必要があるかどうか、分からないけれども、それは、前回の総会で手を挙げてもらったので、松下さんがそこまで、言われるのであれば、まあ参考までに、まだ理解が出来ていない方、これは非農地だと思われる方もいらっしゃると思いますか、この委員さんの中に。</p>
松下 長生 委員	<p>判断できない方に手を挙げてもらいたい。</p>
渡部 泰明 会長	<p>これは、再審議ではないですよ。参考までに、松下委員が、これは納得できないのだと今言よるから、挙手される方いらっしゃいますか。</p>
梶野 宰 委員	<p>挙手をとっても、しませんよ。</p>
渡部 泰明 会長	<p>それは、松下さんが聞いてくれと言ってるんですから。</p>

<p>松下長生委員</p>	<p>どうするんですか、梶野さん。</p>
<p>山本良文委員</p>	<p>100%判断できないので、現場に行ったらという方の挙手を求めて下さい。</p> <p>あのね、これ一回決まった事をうんぬん言うのは、本当はいかんですが、こういう地元の意見が出てきた場合には、特別委員会を何人かで作っていただいて、現場検証と同時に、今、上田さんの上申書を読まれたでしょう。</p> <p>農地から地目変更したら良かったけど出来なかった、そんな20年間放置してたらいいというのではなく、上申書を出したら、具体的にどうなるのか、という一つの形を作られて、委員会は委員会として一回決まった事を覆すより、地元から上がってきたら、やっていかないとと思います。</p> <p>だけど、それを全体でお前、反対か賛成かと、そんな事は前回決まって、知ってる人、知らない人、中途半端な人、あそこは、信号の横ですから、僕らもゴルフ行く時に、いつも週に一回通ったら分かります。</p> <p>だけどそういう問題は、農業委員会の立場として委員会があるんですから、そこをきちんと仕立て、皆さんの意見の中で特別委員会を作るとか、地元の意見が出てきた以上は、それをせんといかんというような、農業委員会の根幹というか、農地をいかに保全して農業を振興するかという、基本なんですけど、そこをちょっと考えていただいたらと思います。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>それでね、松下さん、要は、現地を見る事については、我々も、手間はいいと思います。松下委員、地元の農業委員として、要は非農地には認定されなかったけれども、農地のままで、何かこの問題を解決する方法は、考えてはいないんですか。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>会長、前回の事を思い出してほしいのですが、会長が農地の事で最後、採決を採った時に、会長の方から農地として考えられてる方、ということで手を挙げられた時に5名しかいなかった。後ろの方を見て、7名かとなり、ほとんどの人が、分か</p>



	<p>らないはずで。それで、いろいろ説明した中で、分からんまま手を挙げた人がほとんどですよ。</p>
藤久壽基次長	<p>会長すみません。</p>
中川均委員	<p>後ろ向いて役員が2人手を挙げたと言うが、後ろは事務局しか座っていないので、そういう状況ではなかったと思います。</p>
松下長生委員	<p>ええ。</p>
中川均委員	<p>後ろ向いて、手を挙げた人が、2人出て来たと言うが、後ろは事務局しか座ってなかったから、そういう場はなかったと思う。</p>
松下長生委員	<p>いやいや、後ろ向いたら、あなたら2人おりまよ。</p>
中川均委員	<p>いや、横に座っていた。</p>
松下長生委員	<p>それで、5名だったのが、7名だと言われた。</p>
渡部泰明会長	<p>ええ、7名ですよ。農地7、非農地6、判断しかねる7の20なんです。ここにある議事録を見ながら、私は言っています。作り話で言っている訳ではない。そんな事は、この際、関係無しにおしなさい。</p> <p>その当日の賛成がどうやった、非農地がなんやったというのは、これは事実なん</p>

<p>松下長生委員</p>	<p>だから、事実は事実として。</p> <p>今回、問題については、もう、決まったことだから、私はもう何も言いません、と事務局の方にも伝えました。それで、私、会長さんの方に、電話しても出なかったし、私にも電話もらったけど、出なかった。お互いに私も電話取れなかった。</p> <p>そういう意味で、私、今日の朝か、昨日の晩か、会長の所に電話して、その時に運営の仕方について、その賛否を問うた時の問題について、不具合がありませんでしたかと、それだけ今後、しっかりとやりますよという事を、伝えてくださいよと言ったら、いや、そんな事、必要ない、それやったら、今日のこの場所で、私に言ってくれと、言ったのはあなたでしょう。だから、僕は言っている</p> <p>私は、今日、あなたがこれからは、その辺の事は示し合わせてちゃんとやりますと言わなければ、私は今日を出していない。あなたから、こういう話があったから、今日、出せと言われたでしょう。だから、出している。</p>
<p>中川均委員</p>	<p>その事については、梶野さんが言われたと思いますが、会長の答弁としては、今後は、ケースバイケースによりますが、十分考えますと言ったんだから、それで、いいと思う。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>中川さんね、北条で一番、196号線通っているじゃないですか。</p>
<p>中川均委員</p>	<p>はい。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>あれで、右側の山が、ようするに、非農地扱いとなって、左側の方が、同じ甲番の66番から、全部で71番までですよ、枝番がありますけど。両方とも乙番ですよ。堀江は、乙番は全部、山林ですよ。</p>

藤久壽基次長	何を言ってるんですか。間違っただこと言わんといてください。
中川均委員	それで、私が非農地で手を挙げた理由は、松下さんが言ったように、その一連の土地があって、半分は農地転用の申請があって認めた、半分は地権者は違うけれど、農地ではなくて非農地証明をすると、それは、一連の土地としては、おかしいんじゃないか、同じ購入者が、半分は5条農地転用で認めて、半分は、非農地証明でというのは一連の土地としてはおかしいから、私は、非農地証明として反対した。
松下長生委員	中川さん、同じ人が買うことは、私は農業委員として知らない。
中川均委員	知らないけれども、経過を事務局が説明した時には、こういう経過があるんですよと、説明した。
松下長生委員	そんな説明、私は聞いてないですよ。
中川均委員	いや、説明しましたよ。
藤久壽基次長	会長。
渡部泰明会長	はい。
藤久壽基次長	松下委員、私、何回も電話いただきましたが、今、言われた5条許可の経過説明は、私、間違いなく委員にしました。だから知っておられるはずでしょう。もう一

	<p>つは、堀江地区では、乙番は山林ですと当たり前のように言われますが、そういう言い方をすると皆さん、誤解されますので、止めていただきたいのは、この願い出地は、確かに乙番です。この上申書を今、読んだでしょうが。みかんを作っていましたと。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>ええ。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>地目も畑です。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>そうです。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>だったら、畑なら農地でしょ。乙番は、山林ですと言うと皆さん誤解されるんですよ。そういう言い方は止めていただきたい。以上です。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>いやいや、それなら2年前に非農地になした南側の山の方は、これも20何年たっておると思いますが、なぜ、非農地にしたんですか。</p>
<p>藤久壽基次長</p>	<p>それも、お答えいたします。 あ、非農地証明した土地は、そもそも、松下委員の副申書が山林で間違いなく、という副申書がついて、申請が出てきた。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>はい。</p>

藤久壽基次長	それで、この前、写真でもお示ししたように、山林として大きな木が多く生えていた。
松下長生委員	はい。
藤久壽基次長	あの状態で、非農地証明を確かにしました。
松下長生委員	はい。
藤久壽基次長	委員の副申書も付いているし、現地も基準に合っていますから。
松下長生委員	はい。
藤久壽基次長	それを、その後、私に電話をかけて来た時に、あれは、農業委員会は間違った判断だと、なぜ、あれが非農地になるのかと、責められました。
松下長生委員	はい。
藤久壽基次長	なんで、私、責められるんですか。 あの非農地の判断が、どうして間違ってるんですか。
松下長生委員	いや逆に、道路の反対側の海側の方の5条転用の。

中川均委員	<p>いや、もう役員会で預かって検討します。</p> <p>山本委員から、特別委員会という話もありましたが、役員会で今までの意見を踏まえて再度、この状況を検討しますので、非農地証明を認めるとか認めないかとかの議論ではなくて、意見の修練の仕方を検討したらどうでしょうか。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>それでは、後日、役員会の方で、人選してやりたいと思います。</p> <p>本日は、お疲れ様でした。</p> <p>以上で閉会といたします。</p>
若江俊二局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後0時00分閉会</p>